

東京都小中学校給食費の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都及び東京都内の区域に存する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が一体となって、公立の義務教育諸学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに給食の質の維持向上を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校給食費 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項により保護者が負担する学校給食に要する経費をいう。
- 二 義務教育諸学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部のうち、地方公共団体が設置する学校をいう。
- 三 保護者 学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。
- 四 児童 学校教育法第十八条に規定する学齢児童をいう。
- 五 生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢生徒をいう。

（東京都の措置）

第三条 第一条の目的を達成するため、東京都は、区市町村がこの条例に定める要件に従い、その設置する義務教育諸学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、学校給食費の助成を実施した場合は、助成額の総額に相当する経費を負担する。

2 東京都は、その設置する義務教育諸学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、当該児童又は生徒に係る学校給食費の一部を助成する。

(助成額)

第四条 学校給食費の助成額は、児童一人当たり月額二千三百円（一食当たりでの助成が必要な場合は一食百三十円）、年額二万五千三百円を、生徒一人当たり月額二千七百円（一食当たりでの助成が必要な場合は一食百六十円）、年額二万九千七百円をそれぞれ上限とする。

2 前項の助成額は、保護者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十三条、学校教育法第十九条、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条その他法令等の規定により学校給食費に関する支給を受けた場合において、当該支給が学校給食費の金額に満たないときは、その満たない部分に相当する額の範囲内で算出するものとする。

(交付の申請及び受領)

第五条 保護者は、学校給食費の助成の交付の申請及び受領を、児童若しくは生徒が在籍する義務教育諸学校の校長又は当該義務教育諸学校を所管する教育委員会に委任するものとする。

2 前項による委任を受けたものは、学校給食費からこの条例による助成額を減じた額を保護者から徴収するものとする。

(助成金の返還)

第六条 知事（区市町村が第三条第一項の規定により学校給食費の助成を実施している場合は区市町村長）は、偽りその他の不正の行為によつて助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(区市町村への経費交付の条件)

第七条 知事は、第三条第一項の規定に基づき区市町村に経費を交付する際に、学校給食費の助成の実施について必要な範囲内において条件を付すことができる。

(報告及び調査)

第八条 知事は、第三条第一項に基づく負担について、必要があると認めるときは、区市町村長に対し、学校給食費の助成に関する報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

義務教育諸学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに給食の質の維持向上を図り、子育て支援及び教育を充実させる必要がある。